（復興特別法人税に関する政令の一部改正）

第三十二条　復興特別法人税に関する政令（平成二十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、第四十二条の十第五項」を削り、「又は平成二十三年改正法」を「、平成二十三年改正法」に改め、「第四十二条の七第七項」の下に「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法」という。）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項」を加え、同条第三項中「、第六十八条の十四第五項」を削り、「又は平成二十三年改正法」を「、平成二十三年改正法」に改め、「第六十八条の十二第七項」の下に「又は平成二十四年改正法附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項」を加える。

第七条第三項中「及び平成二十三年改正法」を「、平成二十三年改正法」に改め、「第六十八条の十二第七項の規定」の下に「及び平成二十四年改正法附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項の規定」を加え、同条第四項中「第六十八条の十二第三項の規定」の下に「並びに